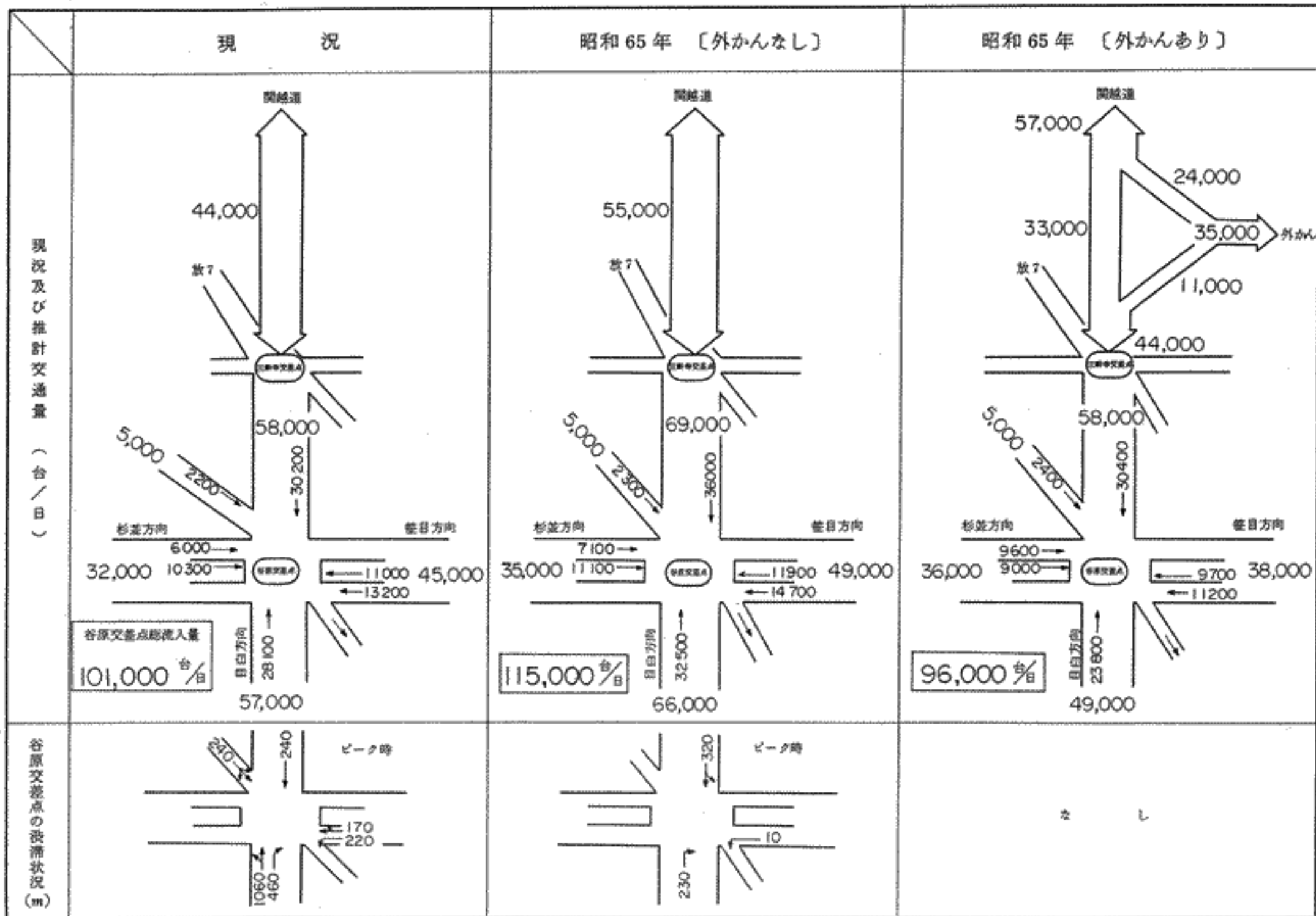


資料-3 外かん及び谷原交差点の交通量



## 東京都市計画区域内における都市計画道路に関する 都市計画法の許可の取扱

東京都市計画区域内における都市計画道路については、昭和56年より、やむを得ないものについての許可の取扱基準を定めており、運用にあたっては、許可の範囲を必要最小限にとどめるよう努めるものとして取扱いを行っている。

### ○ 許可取扱基準

当該建築物が次に掲げる各要件に該当し、かつ、当該建築物が市街地開発事業等の支障にならないものであると認めるときは、その許可をできるものとする。

- 1 都市計画道路の当該区間の事業の施行が、近い将来に見込まれていないこと。
- 2 建築物の敷地が、都市計画法第8条第1項第5号に掲げる防火地域内であること。
- 3 建築物の敷地が、原則として、都市計画法第8条第8項第1号に掲げる用途地域のうち、商業地域又は近隣商業地域内にあること。
- 4 都市計画法第8条第2項第2号イの規定により、都市計画で定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）が、十分の三十以上であること。
- 5 建築物の敷地のうち、都市計画道路の区域外の面積が、100㎡以内であること。
- 6 建築物の構造が、次に掲げる要件に該当し、かつ容易に移転し又は除却することができるものであること。
  - (1) 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと。
  - (2) 主要構造部が、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
  - (3) 建築物が都市計画道路の区域の内外にわたる場合、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することが容易にできるよう配慮すること。